

仕 様 書

1 件名

情報工学科3年生実験用機器（2022その1）賃貸借

2 設置場所

公立大学法人広島市立大学 情報科学部棟
広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号

3 賃貸借を行う機器等（以下「導入機器等」という。）

別紙機器仕様書のとおり。

（参考機器等は別紙機器一覧のとおりで、機能に関する要件を満たし、他導入機器に影響を与えない同等以上の性能を持つ機器での納入を認める。）

4 導入機器等の設置

導入機器等の設置は賃貸人において行い、その内容は導入機器等の搬入、組立て、設置、調整及び各ソフトウェアのインストール、並びにシステム上の動作確認までとし、設置後、賃借人の検査を受けること。

5 保守業務

- (1) 保守業務を行うに当たっては、導入機器等の運用等に支障のない方法で行うこと。
- (2) 賃借人から故障等の連絡を受けた際は、受付から半日以内に、原則として平日9時から17時の時間帯で修理等の必要な作業を行うこと。修理は原則として設置場所で行うが、設置場所での修理が困難な場合は、賃借人と協議し修理完了までの日数を明確にしたうえで、代替機の設置等により、導入機器等の運用等に影響を生じさせないように対応すること。
- (3) 導入機器に係るセキュリティ情報、アップデート情報があれば、賃借人に対して速やかに提供すること。
- (4) 各導入機器等の運用及び保守の詳細については、機器仕様書に記載のとおりとする。

6 マニュアル

- (1) 導入機器等の有する全ての機能について整備されたマニュアルを提供し、導入時に必要な数を提供すること。
- (2) 契約期間中にマニュアル等に変更やバージョンアップがあった場合には、これに速やかに対応すること。

7 電気工事

- (1) 各機器からの配線、機器は全て本契約とする。
電源についても、各機器からコンセントまでの配線は本契約に含むものとする。
- (2) 周辺機器への電源供給が必要な場合は、専用のOAテーブルタップを本契約で用意し、電源供給を行うこと。

8 その他特記事項

- (1) 賃借人はウイルス対策ソフト等のソフトウェアについての包括契約を締結しているため、導入するソフトウェアのバージョン等について賃借人と協議のうえ導入すること。
- (2) 再使用する現有品（別紙 現有品再使用機器一覧のとおり）の設置・調整を行う際には、本学の指示の下、現行の情報工学科3年生実験用機器貸借業務の賃貸人と調整・連携して行うこと。
- (3) 導入機器等の撤去の際はパソコンやサーバなど重要なデータを扱うものについて、情報の漏洩防止のために、データ消去など必要な措置を講じること。
- (4) 導入機器等の撤去及びデータの消去に係る費用については、本契約に含めるものとする。
- (5) 賃貸人は、本賃貸借契約終了時に、次期賃貸人から求められたときは、導入機器等の設置に関して必要な情報を提供すること。
- (6) その他、仕様書に定めのない事項については、賃借人と協議のうえ決定すること。